

第1回山形市観光財源検討委員会 結果

日時：令和7年10月22日（水）10：00～12：00

場所：山形市役所10階 委員会開催室

1. 開会

2. 委員長及び副委員長の選出

山形市観光財源検討委員会設置要綱第5条の規定により、山田浩久委員を委員長に、山口範夫委員を副委員長に選出。

3. 議事

■ 事務局

資料に基づき宿泊税の概要を説明。

■ 委員

制度設計や議会提出までのスケジュールがタイトで、理解・説明に十分な時間が取れるか懸念がある。市内の宿泊施設は多く、業態も多岐にわたるため、全員が納得できる案をまとめるのは難しいと感じるが、周知不足による不満が出るのは避けたい。事務局には制度の説明の機会を多く設けてほしい。

■ 委員

各宿泊施設の形態により事情が異なるため、まずは加盟団体の中で議論を深めたい。数日間、候補日を設けて説明会を開催予定のため、事務局より直接説明をしてほしい。

■ 事務局

令和8年3月議会への条例案提出を目指しており、また手続等の関係もあることから12月上旬までに素案を整える必要がある。周知不足による事業者からの不満が出ないように、説明の機会をいただければ、出向して丁寧に説明したいので、ぜひ各団体より協力を願う。

■ 委員

関係者に説明する際、宿泊税の導入に係る費用・人員・宿泊者数などの具体的なデータは不可欠。次回は検討事項の素案だけでなく、先行導入自治体の実績・効果・課題も併せて資料提示を求める。

■ 委員

宿泊税を課すことによる効果や影響について、調査、研究を進める必要がある。

■ 事務局

他自治体の先進事例については、議論・懸念点・実例を聞き取り調査する予定があり、宿泊税導入前後の効果や影響について、改めて最新データを確認したい。

■ 委員

入湯税を徴収する施設も多いが、全国的には一般財源化され、使途が見えにくい側面がある。宿泊税は観光目的税として使用するとして、趣旨を市民・関係者に明確に説明してほしい。

市内にも宿泊関連団体が複数あり、団体に未加入の施設を含めて市内の関係者全体で足並いが揃うような方策が必要である。

■ 事務局

現段階で把握できている宿泊施設には個別に連絡を取って観光財源の検討について認識を共有している。連絡がついていない施設についても、関係者の協力をいただきながら、検討状況について広く周知を図っていききたい。

■ 委員

各団体代表者を集めた会議での意見共有が望ましい。この体制整備ができれば、令和9年度の施行までスムーズに進むと考える。

■ 委員

所属する団体では半年以上前から宿泊税の話を共有・勉強してきた。今後も団体として継続しつつ、未加入施設への対応策を検討したい。

■ 委員

宿泊税の目的は「都市の魅力向上・観光振興に資する費用」と明示されているが、従来予算の代替ではなく、新たな施策の財源であることを強調し、一般財源の置き換えにならないよう、委員会で方向性を決めて議論する必要がある。旅行者にとって宿泊費の値上げに見えるため、納得できる使い方が必要で、短期的に実感できる効果を重視するべき。また、広報においてはインバウンド対応も念頭に置くべきである。

■ 委員

宿泊税で得られる財源を二次交通対策など地域課題に充てるイメージがあり、観光課題の改善にも使われることに期待する。

■ 委員

徴収事務に人件費がかかるため、協力金や奨励費が必要。宿泊税収の一部を従業員待遇改善に充てることも望ましい使途と考える。

■ 事務局

令和9年度の導入を見据え、宿泊税の具体的使途は令和8年度内に整理する予定。

観光資源の磨き上げなどの要望を反映し、目的税としての趣旨を維持する方針で、使途が見えにくくならないよう、庁内で議論していく。

■ 委員

宿泊税における広報では、宿泊施設の関係者ももちろんだが、インバウンドを含めた利用者への周知も重要。フロント対応の一助となるようなマニュアル等の整備も検討すべきではないか。

■ 事務局

宿泊客や事業者に向けた告知（リーフレット・ポスター）は先進自治体を参考に、内容や多言語化について整備する予定である。

■ 委員

パブリックコメントなどの広く意見聴取を行なう方法は検討しているか。

■ 事務局

山形市のパブリックコメント制度は税関連の議題において実施不要とされているが、丁寧な説明や説明会の開催によって意見を反映させていきたい。

■ 委員

事業者の事務負担が煩雑にならないよう配慮が必要であり、入湯税と宿泊税を同時納入できるシステム化も望ましい。

■ 委員

「1泊朝食付き」や「1泊2食付き」などの料金体系に対して、宿泊税がどのように適用されるのかを確認したい。具体的には、食事代を含めた料金全体が課税対象となるのか、それとも宿泊部分のみが対象となるのか、また定率課税の場合に食事込み料金にも税がかかるのか。

■ 事務局

宿泊税の課税対象は食事代を除いた素泊まり料金で計算する方式を採用している例がある。ただし、1泊2食付きなどで食事代の内訳を明示しにくい場合には、食事代を宿泊料金の一定割合（例：1食につき10%）としてみなし、1泊1食付きは10%減額、1泊2食付きは20%減額して宿泊料金を算定する簡易的な方法を用いている自治体もある。

また、素泊まり料金が設定されている場合には、その金額を課税基準として認める例もあり、こうした計算方法は条例ではなく規則や運用要領で定めるのが一般的であり、他自治体の事例を参考にしながら整理していく考えである。

■ 委員

宿泊予約サイトによって同一宿泊施設でも料金が異なる場合はどのように考えられるか。

■ 事務局

事業者が設定する素泊まり料金を基準として、定額・段階的定額・定率のいずれかの方式で課税される場合において、料金に差がある場合は事業者ごとの価格設定によるものであり、どの金額を宿泊料金として提示し、徴収しているかによって課税額も変動するという認識である。

4. 閉会